

「工事監理（躯体工事）の実態把握に関する調査」報告書概要

平成 23 年 3 月

社団法人 日本建築構造技術者協会
技術委員会 品質・監理部会

1. 調査の目的

建築工事の中で、躯体工事は工事費の約 3 割、工期の約 7 割以上を占める重要な工事である上、躯体工事の監理には、コンクリート、鉄筋、鉄骨、施工法等に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要である。しかしながら、発注者、設計者及び施工者にその重要性が十分認識されていないこともあり、予算面で工事監理費用が低く抑えられているのが現状である。

そこで、躯体監理の契約条件、監理体制、業務の内容と量、監理者の経歴、構造系以外の技術者が躯体工事の監理を行う場合の課題等を明らかにし、改善策を講じるための基礎資料を得るため、JSCA 会員が所属する設計事務所を対象として、工事監理（躯体工事）の実態把握（アンケート）調査を実施した。

2. 調査方法

アンケートは JSCA 会員が所属する設計事務所の中から、事務所の種類、規模等を勘案して無作為に 425 事務所を抽出し、アンケート票を送付し、回答票を回収する方法で実施した。

アンケート票送付 425 事務所、アンケート回答 58 事務所（回収率 13.6%）

なお、アンケートの対象事務所は、総合設計事務所、意匠・構造事務所及び構造専門事務所とし、建設会社（ゼネコン）の設計部は除外している。これは、建設会社（ゼネコン）が設計・工事一括受注形態を基本としているため、設計事務所とは区別して調査する必要があると考えたからである。

3. アンケート調査結果概要

(1) 回答した設計事務所の属性

- ①形態： 総合・意匠系事務所（41%）、構造専門事務所（59%）
- ②事務所規模： 1～5 人（61%）、6～10 人（19%）、11 人以上（20%）
- ③主な構造種別： RC 造（52%）、S 造（48%）
- ④最大延べ面積（最近 3 年間）：1000～2000 m²（47%）、2000～10000 m²（26%）、その他 27%
- ⑤主な建物用途（最近 3 年間）：共同住宅 23%、工場・倉庫 23%、学校 17%、その他 32%

(2) 工事監理業務契約

アンケート回答事務所全体（以下、「全体」という。）では 36%が工事監理の契約書を締結しているが、そのうち構造専門事務所（以下、「構造事務所」という。）だけで見ると 19%である。ただし、設計業務の契約に含まれるとしているのが全体で 41%、構造事務所で 49%である。逆に「工事監理の契約を取り交わしてもらえなかった」のが全体で 18%、構造事務所で 26%ある。

また、工事監理業務の受託先としては、全体では工事発注先（事業主等）から直接受託したのが 36%であるが、構造事務所だけでみると、ほとんど（84%）が意匠事務所からの受託である。

(3) 工事監理業務の報酬金額の算出方法

工事監理業務の報酬金額は、65%の事務所が発注者に金額を提示して交渉の上、決定しているが、提示する報酬金額の算出根拠は受託した事務所の独自の基準で算出する場合が多く（全体 58%、構造事務所 68%）、業務報酬基準（告示第 15 号）をもとに算出しているのは全体で 20%、構造事務所で 12%と少ない。

(4) 躯体の工事監理業務の形態

ほとんどが常勤の監理は行っていないが、構造事務所の18%が「現場にほとんど行かずに書類で監理している」との回答である。

(5) 躯体工事の工事監理担当者

構造設計者が躯体工事の監理を行う場合が多く（全体74%）、意匠設計者が躯体工事の監理を兼務する場合が全体で4%ある。また、躯体工事監理者の出身分野は構造系出身者が多くを占めるが、全体で20%が意匠系出身者である。

(6) 躯体工事の検査への立会い頻度

配筋検査への立会いは「各階1回程度立ち会う」場合が多く（全体40%、構造事務所48%）、「数回立ち会う程度」、「全工区立ち会う」が続いている。

型枠検査は「立会い配筋検査と一緒にこなう」のが多く（全体50%、構造事務所38%）、一方で「立会い、書類検査ともほとんど行なわない」のが全体29%、構造事務所40%である。

鉄骨工事での立会い検査は「製品検査」が最も多い（全体21%、構造事務所26%）。

(7) 工事監理の報酬

工事監理にかかる報酬は業務量（工数）に対して低く、半数以上が赤字と回答している（全体80%、構造専門事務所88%）。報酬は竣工時に一括して受け取るのが多く（全体74%、構造専門81%）、契約より支払いが遅れることもある（全体27%）。

(8) 躯体工事の工事監理担当者に必要な資格、経験等

躯体工事監理担当者に必要な資格として、「一級建築士又は二級建築士」との回答が多く（全体62%、構造事務所66%）、必要な経験としては約半数が「工事物件数」、1/3が「構造種別」を挙げている。また、求められる専門知識は「一級建築士程度の知識を有し、構造設計の経験が必要」とするのが多く（全体68%、構造事務所73%）、監理担当者でそれらの知識が不足しているものが多いと回答したのが全体で19%、構造事務所で24%ある。

また、躯体工事監理の「新たな専門資格創設の必要はない」と回答した事務所が多く（全体72%、構造事務所67%）、「必要」との回答（全体26%、構造事務所33%）を上回った。

(9) 工事監理の問題点等

工事監理で最も改善したい点は、「業務量に対する報酬の低さ」及び「報酬に対する業務量の過剰」であり（あわせて、全体50%、構造事務所63%）、業務量と報酬の関係が最も大きな問題点となっている。

また、最近3年間の物件で不具合を指摘しなかったため、再施工等に至ったのが13%ある。賠償責任保険には約半数が加入しているが、加入していない事務所でもほとんどが必要と考えている。

4. 調査のまとめ

今回のアンケート調査は、工事監理（躯体工事）の実態把握を把握するため、詳細な項目について質問したことなどから、回答事務所数が想定より少なかったものの、その集計結果から傾向を十分把握できるとともに、躯体工事の工事監理に関する問題点や課題が明らかになった。主なものを挙げると次のとおりである。

- ①発注者との間で工事監理の業務契約を締結してもらえない事務所が約2割存在する。
- ②構造事務所の約2割が現場にほとんど行かずに書類により工事監理をしている。
- ③工事監理業務の報酬は、多くの事務所が業務量に対して低いと感じている。
- ④躯体工事監理に関する新たな資格創設の必要性は少なく、構造設計の経験のある一級建築士などを対象に躯体工事監理の研修等による技術の向上を図ることが重要である。

今回の調査結果を踏まえ、今後、工事監理（躯体工事）について、さらに分析を行なうとともに、建築物の品質の安定と向上を目指して、適正な業務報酬の実現策、工事監理担当者の育成策、事業者・発注者への周知対策等についてとりまとめ、必要な提言をしていくこととしたい。